

価（外部的名誉）を意味すると解される。なぜなら、内部的名誉は、その表現された内容の主体である人物（以下「名宛人」という。）についていかなる情報が流布されたとしても、それによって当該名宛人の価値に影響を及ぼすものではないからである。

そして、ある表現行為によって、名宛人の外部的名誉が毀損されたといえるためには、当該表現内容が、名宛人の評価を低下せしめるだけの具体的事実を摘示していることを要するといふべきであり、逆に、たとえ名宛人をひぼうないし中傷する内容を含んでいても、それが抽象的な事実にとどまり、または、名宛人に対する感情を漠然と表現するにとどまっている限りにおいては、名宛人の名誉感情を害する可能性はあつても（すなわち侮辱に該当する可能性はあつても）、名宛人の外部的名誉を毀損するものではない。

(三) そこで、請求原因3(一)ないし(三)の記事内容を検討すると、(三)、(四)ないし(五)、(二)ないし(三)は具体的事実を摘示したものといえるが（もつとも、(三)の前段部分である「ともあれ、」から「いないだろう。」までの部分は、具体的事実を摘示したものとは言い難い。）、その余の部分は具体的事実を摘示してはいないので、この限りにおいて、原告の主張はその一部につき失当ということになる。

2 請求原因5について検討するに、(証拠省略)によれば、原告に対しては、本件雑誌が発行された平成七年

二月一四日以前において、既に、多くのマスメディアによって、弁護士としての活動内容に関する具体的事実、原告の弁護士としての適性等について疑問ないし批判を呈する文章等が掲載された書籍類が発行され、また、右各内容を有する報道がなされていたことが認められ（なお、乙第二号証は、同月一六日号として発行されたものではあるが、証人竹居鉄也の証言によれば、これは同月四日に発行されたものと認められる。）、特に、請求原因3(三)の事実は乙第八号証に、同(四)及び同(五)の各事実は乙第一号証、第一三、第一四号証に、同(六)の事実は乙第八号証、第一五号証、第一七号証に、同(七)及び同(八)の各事実は乙第一一、第一二号証に明確に記載されている。したがって、本件記事内容は、おおむね同種の事項については何らかの形で報道され、ひいては公知の事実に至つていたといふことができる。

以上の認定事情に照らすと、本件雑誌が発行された当時、原告の外部的名誉が何らかの影響を受けていたとしても、それが本件記事に基づくことと認めるとは難しいと言わざるを得ない。

なお、原告は、その本人尋問において、本件記事が発行されたことにより、原告に対する中傷等が拡大した旨供述しているが、右認定事情に加え、原告自身、右尋問において、本件記事の発行以前から他人による不快な言動を受けていたことを認めている事情に照らすと、右供述は、原告の主観的感情を

通した供述であつて、客観性を有するものとはいふ難く、採用できるものではない。

したがって、請求原因5の事実は認められない。

3 以上によれば、請求原因4及び抗弁について検討するまでもなく、原告の名誉毀損の主張は理由がない。

二 結論

以上の事実によれば、原告の本訴請求は、いずれも理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官柴崎哲夫)

3 民・商・民法、交通事故

会社の代表取締役の死亡による逸失利益について現実の報酬を基礎として算定された事例

(札幌地裁平七(ワ)第五一三三号、交通事故に関する損害賠償請求事件、平9・1・10民事第一一〇部判決、一部認容)

【参照条文】
民法七〇九条、自賠法三条

《解説》

一 訴外Aは、平成六年七月一日、札幌市中央区内を走行中の普通乗用車に同乗していたが、同区内の交差点を赤信号無視して進行してきたY運転の普通乗用車に衝突され、死亡するに至つた。

そこで、Aの遺族であるXらは、Yに対し、自賠法三条、民法七〇九条に基づき損害賠償を請求したが、その逸失利益については、Aは本件事故当時、B社、C社、D社の代表取締役として、年額一三八〇万円の報酬を得ていたから、本件事故に遭わなければ、満六一歳から一一年間にわたり右報酬を下らない年収を得ることができるとし、生活費三割控除、中間利息控除をしたうえ、計八〇二万九千八百四十四円とし、これに慰謝料、葬儀費用、弁護士費用等を加算して総額約一億二七〇〇万円を請求した。

これに対し、Yは、会社役員報酬には労務対価部分と利益配当部分が含まれているところ、その死亡による逸失利益の損害は労務対価部分に限られるべきであるから、Aの報酬を基礎として逸失利益を算定することは許されないと主張した。

二 本判決は、Yの損害賠償責任を肯認したうえ、Aの逸失利益について、Aは、本件事故当時B社とC社から年額九六〇万円の報酬を受けていたから、右収入を基礎としたうえ、稼働年数を六一歳から七一歳まで平均余命一九・六六年の約二分の一である一〇年とし、生活費三割五分、ライブニッツ方式による中間控除をして四八八万五千二百八〇円と算定したが、就労可能年齢を六七歳とすべきであるとするYの主張については、Aは本件事故当時六〇歳をす

本判決は、二つの会社の代表取締役を兼任する者の逸失利益について、現実の報酬額を基礎として算定した事例であり、今後の同種事案の処理上参考にならう。

原告 宮坂 恵美子 外二名
 右三名訴訟代理人 前田 尚一
 護士
 右三名訴訟復代理人 橋本 智
 弁護士
 被告 八戸 公
 右訴訟代理人弁護士 和田 壬三

主 文

一 被告は、原告宮坂恵美子に対し金四〇七九万二六四〇円、原告館入奈穂美及び宮坂知江に対し各二〇三九万六三二〇円、及びこれらに対する平成六年七月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
 二 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
 三 訴訟費用はこれを一〇分し、その四を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

四 この判決は、第一項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告宮坂恵美子（以下「原告美恵子」という。）に対し金六三六六万一六一一円、原告館入奈穂美（以下「原告奈穂美」という。）及び原告宮坂知江（以下「原告知江」という。）に対し

し各金三一八三万〇八〇五円、及びこれらに対する平成六年七月一日から支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。

(六) 結果 亡一基は、外傷を負い札幌市立病院に入院したが、平成六年七月一日午前七時三四分、外傷性ショックにより同病院で死亡した。

2 法定相続

本件は、信号機により交通整理の行われている交差点を青色表示に従って直進して通過しようとした普通乗用自動車（左方から赤色表示を無視して同交差点に進入してきた普通乗用自動車に衝突され、被害車両の同乗者が死亡した事故につき、被害者の妻子が、自賠法三条、民法七〇九条に基づき、加害車両の運転者に対して損害の賠償を求めた事案である。

原告美恵子は亡一基の妻、原告奈穂美（昭和三四年一月八日生、甲三）及び原告知江（昭和三八年五月二〇日生、甲三）はいずれも亡一基の子であり、ほかに亡一基の相続人はいない。したがって、原告美恵子、原告奈穂美及び原告知江の各相続分は、順に二分の一、各四分の一の割合である。

3 責任原因（自動車損害賠償保障法三条、民法七〇九条）

一 争いのない事実等（証拠を掲げた事実以外は争いのない事実である。）
 1 交通事故（以下「本件事故」という。）の発生
 (一) 発生日時 平成六年七月四日午前六時三十分ころ
 (二) 発生場所 札幌市中央区北四条西一丁目四番地
 (三) 加害車両 被告が運転していた普通乗用自動車
 (四) 被害車両 宮坂一基（以下「亡一基」という。）が同乗していた普通乗用自動車（札五一の一六六九）
 (五) 事故態様 被害車両が信号機により交通整理の行われている交差点を信号機の青色表示に従い東から西へ直進しようとしたところ、被告が信号機の赤色表示を無視して加害車両を南から北へ運転して交差点に進入し、被害車両に衝突した。

被告は、加害車両を自己のために運行の用に供しており、赤信号の表示に従って停止すべき義務に違反した過失により本件事故を発生させた過失があるから、自賠法三条、民法七〇九条により、原告らの損害を賠償する義務がある。

4 損害の填補

原告は、被告から損害の填補として一二万八三八円の支払を受けた。

原告は、被告から損害の填補として一二万八三八円の支払を受けた。

第三 判断

一 損害額（各費目の括弧内は原告ら請求額）
 1 亡一基に生じた損害
 (一) 治療費（二万八三八円）
 亡一基は、平成六年七月一日、札

一 損害額（各費目の括弧内は原告ら請求額）
 1 亡一基に生じた損害
 (一) 治療費（二万八三八円）
 亡一基は、平成六年七月一日、札

幌市立病院に入院して治療を受けたところ、その治療費は二二万八千三百八十八円である(争いが無い)。

(二) 逸失利益(八〇二万九千八百二十四円) 四八八万五千八百〇円

(1) 証拠(甲三、九、一〇、一一の1、2、一四ないし一六、一八ないし二二、二三ないし二六、二八、二九、三一、証人齋藤武雄)によれば、次の事実が認められる。

① 亡一基は、本件事故当時六一歳(昭和八年一月二六日生)の健康な男性で、昭和二七年四月に家具製作所に職人として就職し、昭和三一年四月には独立して宮坂家具製作所を創業し、昭和四一年八月には宮坂家具製作所を法人化して株式会社宮坂商會を設立して紳士服や婦人服等の衣料品の販売も手がけるようになり、昭和五八年二月に株式会社宮坂商會の商号を宮坂商事株式会社(以下「宮坂商事」という。)に変更した。平成元年には出資者を募って温泉ホテルの経営を目的とする株式会社ニュー温泉閣ホテル(以下「ニュー温泉閣ホテル」という。)を設立し、また、平成三年には、赤字が累積した有限会社の出資全部を引き取って有限会社「ジョリファン」(以下「ジョリファン」という。)に商号を変更し、平成五年には宮坂商事で扱っていた高級婦人服部門等を扱うようになった。

② 亡一基は、宮坂商事の発行済株式総数四万八千〇〇株のうち二万七千四〇〇株(亡一基の家族が所有する分も含めると三万四千二百九十九株)を、ニュー

温泉閣ホテルの発行済株式総数四〇六株のうち八〇〇株をそれぞれ保有し、ジョリファンについては出資口すべてを保有するとともに、本件事故当時、右三社のいずれにおいても代表取締役をしており、業務全般の調整・総括から仕入れや現場の指導まで業務全般に従事していた。

③ 亡一基が死亡する前三期の宮坂商事、ジョリファン及びニュー温泉閣ホテルの各業績(一百万円未満切捨)は宮坂商事において、第二六期(平成三年二月一日から平成四年一月三十一日)が売上高一億七千〇七十一万円、営業利益四四三七万円、経常利益二四三万円及び当期純利益五八三万円、第二七期(平成四年二月一日から平成五年一月三十一日)が売上高一億八千六百四十四万円、営業利益三三三六万円、経常利益一五四五万円及び当期純利益三八八万円、第二八期(平成五年二月一日から平成六年一月三十一日)が売上高一億二八九万円、営業利益一九七万円、経常損失一八四二万円、当期純損失一五四一万円であり、ジョリファンにおいて、第四期(平成三年二月一日から平成四年二月二〇日)が売上高九千九百七十九万円、営業損失六一一万円、経常損失七〇〇万円、当期純損失七〇〇万円、第五期(平成四年二月二〇日から平成五年二月二〇日)が売上高三三三三万円、営業損失五七五万円、経常損失五七六万円、当期純利益四四四万円、第六期(平成五年二月二〇日から平成六年二月二〇日)が売上高一億二九三万円、営

業利益一七五五万円、経常利益一六六六万円、当期純利益一六〇一万円であり、ニュー温泉閣ホテルにおいて、第三期(平成三年五月一日から平成四年四月三〇日)が売上高一億二九六六万円、営業損失七三四万円、経常損失一三三五万円、当期純損失一三三五万円、第四期(平成四年五月一日から平成五年四月三〇日)が売上高一億三八二八万円、営業利益八四六万円、経常利益一一九万円、当期純利益一一九万円、第五期(平成五年五月一日から平成六年四月三〇日)が売上高一億四四六七万円、営業利益四四七万円、経常損失二三五万円、当期純損失二三五万円であった。

④ 亡一基は、平成五年度は、宮坂商事から八四〇万円、ジョリファンから二二〇万円の合計九六〇万円の報酬を受けており、ニュー温泉閣ホテルについては、経営が黒字になるまでは役員報酬の受取を辞退するとの意向から報酬を受取っていなかった。同年度において、宮坂商事で亡一基に次いで収入の高い専務取締役である齋藤武雄(以下「齋藤」という。)の収入は五七五〇〇〇円であり、齋藤は、ジョリファンとニュー温泉閣ホテルの取締役も兼任し、ジョリファンから九六万円の報酬を受けていた。

⑤ 亡一基には身内にこれといった後継者はおらず、亡一基が死亡したため一時的にその妻が宮坂商事及びジョリファンの代表取締役に就任したが、その後は齋藤が宮坂商事の代表取締役

に就任し、平成七年からはジョリファンの営業を宮坂商事が行っている。なお、本件事故当時、原告奈穂美はすでに婚姻をし、亡一基とは生計をともにしていない。

(2) これらの事実によれば、亡一基は、本件事故により死亡しなければ、満六一歳から満七一歳まで平均余命一九・六六年(平成六年簡易生命表)の約二分の一である一〇年間は働くことが可能であったと推認され、その間、少なくとも年収九六〇万円を下らない収入を得ることができたと認められるのが相当である。そして、亡一基の年齢、稼働状況や家族構成等を考慮すると、その間の生活費として三割五分を控除するのが相当であるから、それらを前提に、ライブニツツ方式(係数は七・七二二)により年五分の割合による中間利息を控除し、亡一基の死亡当時における逸失利益の現価を算定すると、 $9,600,000 \times (1 - 0.35) \times 7.722 = 48,185,280$

(3) 原告らは、ニュー温泉閣ホテルにおいて、平成六年六月二三日に開催された取締役会において、翌七月から亡一基に対して月額三十五万円の役員報酬を支給することが決議されていたのであるから、亡一基は本件事故に遭わなければこの分を加えた一三三〇万円を下らない年収を本件事故から一一年間にわたって得ることができたと主張し、証人齋藤武雄も、亡一基は、ニュー温泉閣ホテルについては、経営が黒字

になるまでは役員報酬を受け取らないとの意向から無報酬であったが、平成六年六月二三日の取締役会において、減価償却等の損失分がそれほど大きくなく、第四期及び第五期の営業利益が黒字であったことから多少利益を生じる見通しがついたので月額三五万円の役員報酬を支払うことにし、取締役会議事録(甲一二)を作成する間に亡一基が本件事故により死亡したと、おおむねこれに副う供述をし、同趣旨の齋藤武雄及び山口信吉の各陳述書(甲一九、三二)も存在する。

しかしながら、ニュー温泉閣ホテルの業績について、たしかに第四期及び第五期と営業利益は出ているものの、第五期の方が半減し、第四期のわずかな経常利益も第五期では損失になっており、取締役会議事録作成の時期や体裁(同一人物が各取締役の署名をしている。甲一二)を併せ考えると、齋藤証言やそれと同趣旨の前記各陳述書の信用性に疑問がないではなく、仮に信用できるとしても、右のとおりニュー温泉閣ホテルの業績に加え、経営が黒字になるまでは役員報酬を受取らないとの亡一基の意向を総合すると、本件事故に遭わなければ、亡一基が今後もこうした報酬を受け続けることができたとはいえないというべきである。もっとも、亡一基の業務内容に照らせば、ニュー温泉閣ホテルからある程度報酬を受取ってもおかしくないが、死亡当時は現実に受取っていないかつたのであり、宮坂商事、ジ

リファン及びニュー温泉閣ホテルの当時の業績に照らして予測されるところの将来の業績や、亡一基の年齢に照らした就労可能期間や就労程度等の不確定要素をも総合考慮すると、亡一基は、本件事故に遭わなかったとして、原告主張の一年間はもちろん、平均余命の約二分の一である一〇年間であつても、その期間を通して死亡当時現実に得ていた年収九六〇万円を上回る収入を得ることができたとまで推認するには足りないといわざるを得ない。

他方で、被告は、後継者のいない中小企業の代表者の大半は年金の下りる六〇歳まで現役で働き、その後は会長等の名誉職の立場に退いて実質的には働かないのであるから、就労可能年齢は六七歳までとし、六〇歳から六七歳までは賃金センサスによるべきであると主張するが、後継者のいない中小企業の代表者の稼働状況を裏付ける証拠はなく、亡一基は本件事故当時すでに六〇歳を過ぎて健康かつ現役で働いていたのであるから、被告の主張は採用できない。

被告は、会社役員報酬中には、労働の対価以外に持株に対する利益配当部分が含まれており、役員が死亡した場合、その部分については、株式の相続人が利益配当として取得できるから、損害が発生したとはいえないとも主張するが、亡一基の稼働状況及び年収、齋藤の年収との対比、宮坂商事及びジオリファンの業績等に照らすと、かえって、死亡当時得ていた収入は、

すべて亡一基の労務の対価であると評価するのが相当である。したがって、この点においても、被告の主張は採用できない。

(三) 慰謝料(二七〇〇万円)

二四〇〇万円
亡一基の受傷内容、死亡に至る経過、年齢及び家庭環境等の諸事情に加え、本件事故の態様をも考慮すると、本件事故による受傷及び死亡による慰謝料としては、二四〇〇万円が相当である。

2 原告らに生じた損害

亡一基の葬儀費(八五〇万八五六〇円) 二〇〇万円

甲第一三号証によれば、原告らは、亡一基の葬儀関係費用として八五〇万八五六〇円を支出したことが認められ、このような高額な費用がかかったのが、亡一基の年齢や職業上の地位(特に複数の企業の代表取締役であった点)によることは否定できないところであるから、このような事情をも考慮すると、本件と相当因果関係のある葬儀費用としては二〇〇万円が相当と認められ、弁論の全趣旨によれば、原告らはそれを各相続分に從つた割合で負担したものと認められる。

二 損害の填補

原告らは、本件事故に関して自動車損害賠償責任保険から亡一基の治療費として二万一千八百八円の支払を受けており、弁論の全趣旨によれば、それは、原告らが有する損害賠償請求権にその相続分に從つた割合で充たされたものと認められ、その結果、原告らが

被告に対し、損害賠償として請求する金額は合計七四一八万五千八〇円(原告恵美子が三七〇九万二千四〇〇円、原告奈穂美及び原告知江が各一八五四万六三二〇円)となる。

三 弁護士費用(原告恵美子につき五七万七四一九円、原告奈穂美及び原告知江につき各二八万九千三七〇九円)

原告恵美子につき三七〇万円、原告奈穂美及び原告知江につき各一八五万円

原告らは本件損害賠償請求事件の追行を原告ら訴訟代理人に委任し(争いが無い)、本件における認容額、審理の内容及び経過等に照らすと、本件事故と相当因果関係にある弁護士費用としては七四〇万円が相当と認められる。そして、弁論の全趣旨によれば、原告らはこれを各相続分に從つた割合で負担したものと認められるから、その負担額は、原告恵美子が三七〇万円、原告奈穂美及び原告知江が各一八五万円である。

第四 結論

以上によれば、原告らの各請求は、被告に対し、原告恵美子につき四〇七九万二千四〇〇円、原告奈穂美及び原告知江につき各二〇三九万六三二〇円とこれらに対する平成六年七月一四日(本件事故発生日)から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(裁判官山崎秀尚)